平成２５年（フ）第１６号
大阪府泉佐野市南中安松1638番地の２
債務者　室谷　弘子
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
大阪府岸和田市春木旭町36番51―306号
債務者　安田　　彰
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
香川県観音寺市琴浪町１丁目15番10号
債務者　遠山千恵子
１　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第５４９号
沖縄県浦添市仲西１丁目２番６―308号グランドール仲西
債務者　川満佳代子
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７８号
北海道登別市鷲別町２丁目12番地１　奈良岡ＡＰ　２Ｆ左、前住所北海道登別市桜木町２丁目７番地32
債務者　工藤　正人
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
山形県鶴岡市中沢字森ノ腰56番地
債務者　本間　千春
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第８２号
山形県鶴岡市淀川町14番18号
債務者　菅原　　育
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第７１６号
神奈川県秦野市落合90番地の12
債務者　大村　訓子
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０６号
愛知県江南市和田町栄18番地４
債務者　二木　栄哉
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４２０号
愛知県江南市今市場町秋津275番地２　フォレスト旭101号
債務者　植島　大輔
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１号
香川県高松市屋島西町1971番地２　アメニティ屋島805号室
債務者　香川　理恵
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４２号
香川県善通寺市上吉田町６丁目３番12―507号　ウィンガーデン
債務者　井上　徳明
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第７１２号
熊本市北区龍田１丁目７番11号、前住所熊本市北区室園町５番３号　レオパレスハーミットクラブ211
債務者　中川　貴之
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７５０号
熊本市中央区大江１丁目35番２―24号
債務者　中山　春美
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
熊本市東区東本町21番７―105号　東本町団地７―105
債務者　大島徳太郎
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７４号
北海道小樽市長橋１丁目21番434号　雇用促進住宅長橋団地
債務者　大島麻衣子
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１２７４号
千葉県船橋市習志野２丁目１番14号
債務者　鎌田　友子
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８８号
千葉市稲毛区小仲台６丁目28番１号
債務者　川井　昭和
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係